

生機甲達第1号  
令和5年3月14日  
〔改正 令和6年3月14日〕  
生機甲達第1号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察地域機動警察隊の運用要領の制定について

福井県警察自動車警ら隊の運用要領の制定について（平成23年生地甲達第1号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、今般の組織改編に伴い内容を見直し、別添のとおり「福井県警察地域機動警察隊の運用要領」を制定することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

## 福井県警察地域機動警察隊の運用要領

### 第1 目的

この要領は、地域機動警察隊の任務、活動等について、福井県地域警察の運営に関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第8号）及び福井県警察地域機動警察隊の運営に関する訓令（令和5年福井県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 任務（第2条関係）

- 1 地域機動警察隊は、犯罪多発地域等における重点的・集中的な運用、警察署の管轄区域を越えた広域運用等、自動車警らの特性を活かした効果的な運用を基本とし、全ての警察事象に即応する活動を行うものとする。
- 2 「隊長に命ぜられた警察活動」には、事件、事故等発生時の緊急配備、車両検問、触覚配置、検索、警察署の地域警察活動の支援、鉄道警察隊としての警乗任務等を含むものとする。

### 第3 勤務制及び勤務時間（第3条関係）

- 1 勤務区分ごとの勤務時間は、勤務基準（別表第1）により行うこととする。  
なお、勤務基準は、原則的な基準を示すものであり、治安情勢等から特に必要がある場合又は犯罪の発生状況若しくは季節的な情勢により、適宜変更することができる。この場合において、勤務時間の割り振りは、勤務基準の勤務時間を著しく超えることのないようにしなければならない。
- 2 勤務の開始及び終了時刻は、原則として次表のとおりとする。

勤務別		時間別		勤務時間	休憩時間
		勤務時間	終了時刻		
交替制勤務	当番日	午前9時	翌日の午前9時	8時間30分	
日勤制勤務	日勤日	午前9時	午後5時45分	60分	

### 第4 勤務変更（第4条関係）

隊長は、治安情勢等により、警ら時間を夜間に多く割り振ることができる。

### 第5 活動計画（第5条関係）

- 1 毎月の活動計画は、月間活動計画表（別記様式第1号）により策定するものとする。
- 2 「指揮監督及び指導教養の重点」の策定に当たっては、活動全般の重点及び巡視の重点を示すものとする。
- 3 「活動重点及び着眼点」は、隊員の勤務の指針となる重要事項であるから、諸情勢を踏まえ、隊員が特に推進しなければならない事項を抽出し、簡潔かつ具体的に列挙するものとする。

### 第6 勤務配置（第6条関係）

日ごとの勤務配置は、月間活動計画の定めるところに従い、勤務基準に基づき策定した活動計画一覧表（別記様式第2号）により行うものとする。

### 第7 転用勤務の抑制（第7条関係）

転用勤務は、真にやむを得ない事情のある場合のほかは、原則として行わないものとする。

#### 第8 月間活動状況等の報告（第9条関係）

月間における勤務及び活動状況の報告は、地域警察官実績管理システムによるものとする。

#### 第9 機動警ら（第11条関係）

- 1 各小隊の警ら区及び活動拠点については、警ら区（別表第2）のとおりとするが、出張、警備出動、入校等により、勤務員が不足する場合は、関係所属と協議の上、隊長が指定できるものとする。
- 2 無線自動車の警らは、原則として2人1組を単位として行うものとする。ただし、治安情勢等を勘案し、隊長が必要と認めるときは、期間及び時間を限定して単独で行うことができるものとする。
- 3 地域機動警察隊員は、機動警らに当たり、次の事項に留意しなければならない。
  - (1) 機動警らへの出発及び帰隊並びに事件、事故等の処理に際しては、その都度地域指導課通信指令室（以下「通信指令室」という。）及び関係所属に報告すること。
  - (2) 地域に応じ、その目的が達せられるよう駐留して警戒監視活動に当たるほか、警察署、交番及び駐在所に立ち寄り、管内の治安情勢等について情報交換を行い、地域の実態に即した活動を行うこと。
  - (3) 110番通報等、街頭活動中に事件、事故等を認知したときは、通信指令室の指揮下に入り、関係警察署等の地域警察活動を支援すること。また、事件、事故等現場に臨場したときは、関係警察署の署員と連携を図り、迅速かつ的確な初動措置に努めること。
  - (4) 事件、事故等に即応した活動を行うため、常に通信指令室との連携を図ること。
  - (5) 車両の運転に当たっては、関係法令を遵守して安全運転に努めること。
  - (6) 車両を離れるときは、無線機その他装備資機材の盗難、紛失等の事故防止に努めること。
  - (7) 周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、積極的に職務質問、交通指導取締り等を行い、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努め、必要な警察措置を講ずること。
  - (8) 警ら用無線自動車には、次に掲げるものを搭載しておくものとする。
    - ア 願届及び事件、事故等の処理に必要な関係書類
    - イ 事件、事故等の現場処理及び受傷事故防止に必要な資機材
    - ウ その他特に指示されたもの

#### 第10 集中運用（第12条関係）

隊長は、事件、事故等の発生状況を勘案し、特に必要があると認められる場合は、関係所属と調整の上、一定の期間、場所、時間帯等を指定し、複数の警ら用無線自動車による警ら、検問、取締り等集中運用を行うことができるものとする。

#### 第11 待機（第14条関係）

待機場所は、原則として、警ら区の活動拠点とする。

#### 第12 事件、事故等の処理（第15条関係）

事件、事故等の処理については、事件、事故等の処理要領（別表第3）によるものとする。

#### 第13 応援要請（第16条関係）

本部の課長又は署長は、警衛・警護、警備実施、雑踏警備、暴走族の取締り等のために地域機動警察隊の援助を必要とする場合は、地域機動警察隊援助要請書（別記様式第3号）により、隊長を経由して本部長に対し応援を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

#### 第14 幹部会議（第21条関係）

- 1 幹部会議は、地域機動警察隊の運営を効率的に行うため、活動重点及び実績向上方策のほか、隊員に対する指揮監督及び指導教養上の重点を検討するとともに、隊内の連絡調整を行うものとする。
- 2 幹部会議の構成員は、隊長、副隊長及び隊長が必要と認める者とする。

#### 第15 教養訓練等（第22条関係）

教養訓練は、技能指導官、準技能指導官、地域技能指導員等による教養並びに警察庁及び管区規模で開催する専科、研修会等を受講させることを含むものとする。

別表第1

# 勤 務 基 準

時間																											
勤務区分		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	9
当 番 勤 務  日 勤 勤 務	A		点	ら	休	ら	休	待	ら	休		待	ら		待	休		ら	待	休		ら	待				
	B		点	待	ら	休	待	ら		休		待	ら		休		ら		休		ら		休		待		
	C		点	ら	休	待	ら	休	待	休	ら	休	待	ら	休	待	ら	休	ら		待						
	D		点	ら		休	待	ら	休		待	ら	休	待	休	ら		休		ら	待						
	E		点	ら	休	待	ら		待																		
	F		点	待	ら	休	待	ら																			

別表第2

## 警 ら 区

	警ら区	当番勤務中の活動拠点
第1小隊	第8警ら区 第9警ら区 又は 第1警ら区 第2警ら区	鯖江警察署丹生分庁舎 又は 交通機動隊
第2小隊	第8警ら区 第9警ら区 又は 第1警ら区 第2警ら区	鯖江警察署丹生分庁舎 又は 交通機動隊
第3小隊	第1警ら区 第2警ら区	交通機動隊
第4小隊	第5警ら区 第6警ら区 第7警ら区	坂井警察署 春江交番
大野分隊 (大野署)	第3警ら区 第4警ら区	大野警察署 又は 勝山警察署
敦賀分隊 (敦賀警察署)	第10警ら区	敦賀警察署
小浜分隊 (小浜警察署)	第11警ら区	小浜警察署

別表第3

事件、事故等の処理要領

1 現場臨場	街頭活動中や在所勤務中、110番通報に係る無線指令を含め、各種事件、事故を認知し、現場臨場する必要性を認めるときは、地域指導課通信指令室（以下「通信指令室」という。）及び管轄警察署と情報共有の上、その指示を受けて現場臨場するものとする。
2 現場措置	<p>(1) 現場臨場したときは、次の措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の応急の救護及び救急車の手配</li> <li>○ 犯人等の捕捉及び保護</li> <li>○ 現場保存</li> <li>○ 被害者、目撃者等からの事情聴取及び管轄警察署又は通信指令室への報告</li> <li>○ 現場付近の検索</li> </ul> <p>(2) 現場の引継ぎは、管轄警察署員の到着を待って行うものとする。</p>
3 緊急配備	<p>(1) 緊急配備が発令されたときは、通信指令室の指示を受けて、車両検問、張り込み、触覚配置及び検索を行うものとする。</p> <p>(2) 配備箇所は、通信指令室の指示によるものとする。</p> <p>(3) 車両検問、張り込み及び触覚配置を実施した場合は、車両検問記録表を作成し、緊急配備解除後、通信指令室を経由して速やかに関係警察署へ提出するものとする。</p>
4 交通法令違反事件及び交通事故の措置	<p>(1) 交通法令違反に係る任意事件の処理については、地域機動警察隊が行うが、現行犯逮捕又は緊急逮捕した被疑者は、逮捕地を管轄する警察署に引き渡す。ただし、次のいずれかに該当する場合は、事件発生の管轄警察署に引き渡すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急配備による被疑者の逮捕</li> <li>○ 被疑者を特定し得る資料又は被疑者の立ち回り先の手配を受けての当該被疑者の逮捕</li> </ul> <p>(2) 指名手配被疑者及び指名通報被疑者を発見したときは、手配主管課に通報し、その指示を受けて所要の措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 交通事故を認めるときは、初動措置を講じた上で、次の措置を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場見分を要しない事故の場合は、管轄警察署へ通報し、交通課等と綿密に連携しながら積極的に処理するものとする。</li> <li>○ 現場見分を要する場合は、管轄警察署へ通報し、管轄警察署員の到着を待って、引き継ぐものとする。</li> </ul>
5 刑法犯及び特別法犯事件の措置	<p>(1) 任意事件は、初動措置に伴う関係書類を作成し、認知後できるだけ速やかに証拠品とともに当該事件を処理する警察署長に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 現行犯逮捕又は緊急逮捕した被疑者は、逮捕地を管轄する警察署に引き渡す。ただし、次のいずれかに該当する場合は、事件発生の管轄警察署に引き渡すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急配備による被疑者の逮捕</li> <li>○ 被疑者を特定し得る資料又は被疑者の立ち回り先の手配を受けての当該被疑者の逮捕</li> </ul> <p>(3) 指名手配被疑者及び指名通報被疑者を発見したときは、手配主管課に通報し、その指示を受けて所要の措置を講じるものとする。</p>
6 非行少年等の措置	<p>(1) 非行少年のうち注意助言で足りる事案は、現場処理するものとし、必要により少年補導票を作成し、管轄警察署に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) (1) 以外の場合は、5の措置によるものとする。</p>

※別記様式省略